

答 申 書

令和 7 年(2025 年)7 月 24 日

彦根市上下水道事業審議会

令和 7 年(2025 年)7 月 24 日

彦根市長 田島 一成 様

彦根市上下水道事業審議会

会 長 横 山 幸 司



彦根市下水道事業の経営計画の策定およびその他重要な事項について(答申)

彦根市上下水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、令和 6 年(2024 年)7 月 30 日付け彦上下総 2 第 35 号で諮問のあった「彦根市下水道事業の経営計画の策定およびその他重要な事項について」は、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

彦根市の公共下水道は、河川や琵琶湖の良好な環境の回復・保全と市民の快適な生活環境の創造を目的として昭和 56 年度に事業へ着手し、平成 3 年 4 月に一部供用を開始して以降、整備を鋭意進めてきた結果、令和 6 年度末現在の人口普及率は 89.8%、水洗化率は 91.6%と一定の成果が見られる一方で、未整備地域の早期解消が引き続き課題となっている。

こうした中、本市下水道事業では、現在「彦根市公共下水道事業・第 6 期経営計画」および「彦根市下水道事業経営戦略」に基づき事業を進めているが、令和 7 年度をもって「彦根市公共下水道事業・第 6 期経営計画」の計画期間が終了することから、これらを一本化し、令和 8 年度から 17 年度までを計画期間とする「彦根市公共下水道事業・第 7 期経営計画」の策定を進めることとした。

また、「彦根市公共下水道事業・第 7 期経営計画」の策定にあたっては、経営の安定性を確保するため、下水道使用料の見直しも重要な課題の一つと位置づけており、令和 5 年 8 月 2 日には、本審議会の前身である彦根市公共下水道事業審議会から「令和 8 年度を目途に 10%程度の使用料改定を実施する方針で経営戦略を策定されたい」との答申があった。

この答申を踏まえ、使用料改定の妥当性や影響についても、あわせて様々な観点から慎重

に検討を行い、下水道事業の持続可能性を確保するための中長期的な視点に立って、現状の課題や今後の見通しに対する具体的な対応策の必要性について議論を深めた。

2 彦根市公共下水道事業・第7期経営計画について

本市の下水道事業は、平成3年度に公共下水道事業、平成12年度に特定環境保全公共下水道事業の供用を開始し、これまで市民生活の衛生環境の向上や公共用水域の水質保全に寄与してきたが、近年は人口減少や節水志向の定着に伴う有収水量の減少により、使用料収入の減少が見込まれている。

一方で、下水道未普及地域の解消促進、施設の老朽化に伴う更新需要の増加や物価高騰・人件費上昇などにより、下水道事業経営は厳しさを増しており、将来にわたって持続可能な経営を実現するためには、計画的かつ効率的な事業運営が求められる。

こうした状況を踏まえて示された「彦根市公共下水道事業・第7期経営計画（令和8年度～令和17年度）素案」では、今後の収支見通しや投資計画、財源確保の方策などが体系的に示されており、限られた財源の中で安定的かつ効率的に事業を運営するための下水道使用料の改定を含めた現実的な方策が盛り込まれている。

これらの内容は、事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえたうえで、持続可能な下水道事業経営を実現するための方向性として妥当であり、適切なものであるといえる。

3 使用料改定について

下水道事業の健全な運営を維持するためには、計画的な施設更新の実施と、それを支える安定した財源の確保が不可欠である。

令和5年8月に本審議会の前身である彦根市公共下水道事業審議会から示された「令和8年度を目途に10%程度の使用料改定を実施すべき」との答申を踏まえ、「彦根市公共下水道事業・第7期経営計画（令和8年度～令和17年度）素案」の策定にあたっては、令和8年4月からの下水道使用料約10%の改定について検討を行った。その結果、下水道使用料を下表のとおり改定することが妥当であると判断した。

なお、使用料の改定にあたっては、市民に対し丁寧でわかりやすい説明を行い、理解と協力を得よう努める必要がある。

また、第7期経営計画の進捗状況については、定期的な評価と公表を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことが望まれる。

◆彦根市下水道使用料改定案（1 か月あたり）

単位：円(税抜き)

区分		基本料金		超過料金（1 m ³ あたり）		
		(新)	(旧)		(新)	(旧)
一般排水	10 m ³ まで	1,480 円	1,280 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	150 円	140 円
				30 m ³ を超え 50 m ³ まで	160 円	150 円
				50 m ³ を超え 100 m ³ まで	170 円	160 円
				100 m ³ を超える分	180 円	170 円
特定排水	10 m ³ まで	1,480 円	1,280 円	10 m ³ を超え 750 m ³ まで	一般排水と同じ	一般排水と同じ
				750 m ³ を超える分	240 円	227 円
公衆浴場排水	300 m ³ まで	10,480 円	9,520 円	300 m ³ を超える分	80 円	72 円

※使用料の額は、基本料金と超過料金との合計額に消費税等の額を加算した額となります。